

事業名	まちなか再生支援事業（補助金・専門家派遣）		
事業内容 （目的・概要）	<p>○ 一般財団法人地域総合整備財団が、まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家をコーディネートし、併せて市町村が、専門家に業務の委託等する費用の一部を補助する。（補助金）</p> <p>○ 財団法人地域総合整備財団が、まちなか再生に取り組もうとする市町村に対して具体的・実務的ノウハウを有する専門家「まちなか再生専門家」を派遣し、まちなか再生に関する助言等を行う。（専門家派遣）</p> <p>（※専門家派遣については、平成25年度をもって募集終了）</p>		
事業主体	市町村		
採択要件	<p>（補助金 ①まちなか専門家活用型 ②大学連携型）</p> <p>◇補助対象事業</p> <p>(1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託等契約を締結するものであること。</p> <p>(2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。</p> <p>(3) 市町村とまちなか再生専門家チーム（大学連携型の場合は、連携大学及び大学サポートチーム）との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。</p> <p>(4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。</p> <p>(5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。</p> <p>(6) 国、独立行政法人または他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないものであること。</p> <p>（専門家派遣）</p> <p>◇派遣方法</p> <p>(1) まちなか再生専門家の選任は、派遣内容を市町村と協議のうえ、財団が選任する。</p> <p>(2) 派遣の人数及び回数は、1件あたり4人回を上限とし、1回につき2日以内の派遣とする。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>（補助金 ①まちなか専門家活用型 ②大学連携型）</p> <p>1事業 700万円以内（補助対象事業に係る契約金額の2/3以内）</p> <p>（専門家派遣）</p> <p>専門家派遣にかかる費用（旅費・謝金）は、原則として、財団が全額負担する。</p>		
制度創設年度	平成23年度		
関係省庁名	（一財）地域総合整備財団		
最近の実績	なし		
問合せ先	地域政策局市町行財政課		
	Tel	082-513-2614	e-mail chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp